

## 住宅のリフォームに補助金を交付します

市では、市民の皆さんが安全・安心に生活できるように、住宅リフォームをする方に補助金を交付します。予算がなくなり次第終了しますので申し込みはお早めに！

### 人吉市住宅リフォーム促進事業

市内の住宅を対象に、市に登録している施工業者を活用してリフォームする場合に限り、その経費の一部を補助します。

**受付開始日** 4月1日(月)

### 補助対象住宅

- ① 一戸建て住宅
  - ② 併用住宅(延べ面積の2分の1以上が住居スペースであること)
  - ③ 分譲マンション(個人の専有部分に限る)
- ※過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

### 補助対象となる工事

- 古くなった外壁や屋根、雨漏りする屋根、傷んだ床、壁、天井、扉などの改修
  - 台所、浴室、便所の改修
  - 購入した空き家に住むためのリフォーム
  - 人吉市廃屋対策条例の対象となる廃屋の解体
- ※そのほか補助の対象となる工事の種類についてはお問い合わせください。

### 補助の金額

- リフォーム工事総額の4分の1(上限20万円)

### 問合せ

市都市計画課建築係  
(☎22-2111 内線2435)



## 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種が始まります

肺炎は日本人の死因の第5位で、死亡者の95歳以上が65歳以上の方です。中でも、肺炎球菌による肺炎は、成人の肺炎の25～40歳を占めています。特に高齢者は重症になりやすいので、対象の方は予防接種をお勧めします。

### 対象者

市内に住み、過去に1度も肺炎球菌ワクチンを接種したことがなく、次のどれかに当てはまる方。

- ① 4月1日から2020年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上になる方
- ② 60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に障がいがある方やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方(身体障害者手帳1級保持者)

### 接種期限

2020年3月31日(火)  
※ただし、実施医療機関の診療日・診療時間内

### 申込方法

対象者①の方には申込書を郵送します。申込書に必要事項を記入して返信用封筒で郵送するか市高齢者支援課窓口(市役所西間別館1階4番窓口)にお持ちください。対象者②の方はお問い合わせください。

### 申込期限

2020年3月16日(月)  
※接種期間中に市外の医療機関や施設に通院・入院・入所している方は市高齢者支援課に問い合わせてください。

### 接種料金

2,700円  
※医療機関の窓口で接種後支払い。生活保護世帯員は無料

### 実施医療機関

愛甲産婦人科麻酔科医院	愛甲やすらぎ・ひふ科医院	愛生会外山病院	あいだ診療所
有島耳鼻咽喉科医院	伊津野医院	岡医院	願成寺ごんどう医院
球磨病院	河野産婦人科医院	小林脳神経外科	しらおく内科クリニック
たかはし小児科内科医院	田中医院	田中クリニック	辻循環器科・内科
堤病院	堤病院附属九日町診療所	手塚病院	外山胃腸病院
とやまクリニック 胃腸科肛門科	外山内科	豊永耳鼻咽喉科医院	浜田医院
ひとよし内科	人吉リハビリテーション病院	ふかみ耳鼻咽喉科	平井整形外科 リハビリテーションクリニック
万江病院	光永医院	やまぐちマタニティ	

※必ず予診票が届いてから病院に接種予約をしてください。

**問合せ** 市高齢者支援課元気・長生き係 (☎22-2111 内線1231・1234)

## ファミリーサポートセンターひとよし 会員募集中!

ファミリーサポートセンターは、地域で子育ての「手助けが必要な方」と「手助けをしたい方」が相互援助を行う会員組織です。

### 協力会員：子どもの預かりができる方

市内に住み、自宅で子どもを預かれる方で、心身共に健康で子どもが好きな方  
※登録のときに基礎講座を受講していただきます。

### 依頼会員：子どもを預けたい方

市内に住んでいるか勤務している方で、原則として生後6カ月から小学6年生までのお子さんをお持ちの方

### 両方会員：協力会員、依頼会員の両方をできる方

利用料金	1人目	2人目以降
平日 午前7時～午後8時	600円/1時間	300円/1時間
上記以外	700円/1時間	350円/1時間

※送迎や食事を伴う場合は別に料金が必要です。料金は依頼会員が協力会員に直接支払います。

### 会員の活動内容

- 保育施設までの送迎
  - 保育施設の開始前や終了後の預かり
  - 学校の放課後や学童保育終了後の預かり
  - 冠婚葬祭や兄弟姉妹の学校行事のときの預かり
  - 買い物や外出のときの預かり
- ※上記以外でも気軽に相談してください。  
※万一の事故に備え、センターで一括して保険に入ります。  
※子どもを預かる場所は、原則として協力会員の自宅です。  
※病中(病気回復期に至らない)・病後の幼児は預かりができません。

**受付時間** 月～金曜 午前8時30分～午後5時

**問合せ** ファミリーサポートセンターひとよし  
(市社会福祉協議会内 ☎24-9192)



## 後期高齢者医療制度からのお知らせ

### 平成31年度の保険料率は変わりません

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに見直されています。

### 平成30・31年度保険料率

【均等割額】4万7,900円

【所得割率】9.26%



### 平成31年度の保険料軽減割合が変わります

これまで保険料均等割額が9割軽減となっていた方(年金収入が80万円以下等)の軽減割合が、8割軽減に変わります。

### 平成31年度は被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減が変わります

【平成30年度】

均等割額5割軽減(所得割額はかかりません)

【平成31年度】

後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過するまでの間

⇒均等割額5割軽減(所得割額はかかりません)

### 2年経過後

⇒均等割額軽減なし(所得割額はかかりません)

### 平成31年度は保険料の軽減対象者が拡大します

保険料の軽減を受けられる方の範囲が下記の表のように拡大されます。

### 保険料均等割額の5割軽減対象世帯の例

	総所得金額など
変更前	「基礎控除額33万円+(27.5万円×世帯の被保険者数)」を超えない世帯
変更後	「基礎控除額33万円+(28万円×世帯の被保険者数)」を超えない世帯

### 保険料均等割額の2割軽減対象世帯の例

	総所得金額など
変更前	「基礎控除額33万円+(50万円×世帯の被保険者数)」を超えない世帯
変更後	「基礎控除額33万円+(51万円×世帯の被保険者数)」を超えない世帯

**問合せ** 市保険年金課後期高齢者医療係  
(☎22-2111 内線1225)